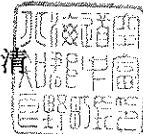


(参考様式第2号)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年 3月31日

中富良野町長 小松田 清



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中富良野町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年 3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

175 経営体

法人	11 経営体
個人	166 経営体

4. 3の結果として、該当区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

当事者の判断に委ねる

6. 地域農業のあり方

地域の中心となる経営体及び近い将来農地の出し手となる者にあっては生産者や地域の自主性の尊重を基本としつつ、農作業・経営の組織化・共同化及び集落営農の法人化による生産単位の拡大・省力化技術の普及や農地流動化の推進・国営事業による圃場の大区画・用排水路等、生産基盤の整備等による生産コストの低減を基本に、需給動向や地域の実態に即して、土地利用型作物や高収益作物を適切に組み合わせた合理的な土地利用を推進する。

また、新規就農の促進については、関係機関・団体との連携のもと、情報提供や相談活動等を行い、各種補助等の活用することにより就農初期の経済的な支援を行う。